

令和6年度 堺市障害者施策推進協議会

第1回権利擁護専門部会 会議内容

1. 開催日時

令和7年2月10日（月曜）午後2時から午後4時30分

2. 会場

堺市立健康福祉プラザ 3階 大研修室

3. 出席委員（敬称略）

石渡委員、岩下委員、大井委員、小田委員、高塚委員、辻本委員、永吉委員、西口委員、羽室委員、藤井委員、松本委員、桧垣委員、松永委員、村田委員

4. 会議次第

- （1）堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例に基づく施策の推進方針の取組み状況について
- （2）障害者差別解消法施行後の状況について
- （3）その他

5. 議事内容（要点記録）

堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例に基づく施策

の推進方針の取組み状況について

【事務局】

資料2に基づき、堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例に基づく施策の推進方針の取組み状況（令和5年度実績）について報告。

詳細説明がある箇所については、資料3を参照。

- 「市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及に係る施策」

- ・市民向け手話講座：市民の皆さんが手話に関心を持ち、手話への理解を深めるために自己紹介や簡単なやり取りができることをめざす初心者入門の講座。令和 5 年度は市民向け手話講座を受けてみたいという方にできる限り多く受講いただくために、前期と後期の二期開催。前期では定員 10 名のところ、すべての区で定員以上の実参加者数が得られた。後期でも区によっては定員を超える実参加者数となった。このような状況をうけ、令和 6 年度の市民向け手話講座については講座数を増やし対応している。
- ・本市封筒への堺市手話言語コミュニケーション条例情報の掲載：令和 5 年度の共通の各 2 封筒に、堺市ろうあ者福祉協会より手話のイラストをご提供いただき、掲載。イラストがあることで、より市民の方に馴染みやすい啓発の記載になったと考えている。令和 6 年度では、点字や音声、要約筆記などについても触れて記載。
- ・シンポジウム（フォーラム）の開催：①堺市立健康福祉プラザ視覚・聴覚障害者センターの指定管理業務として実施した、補助犬デモンストレーション ②手話言語の国際デーにかかる堺市立健康福祉プラザブルーライトアップの実施 ③市民向け堺市手話言語・コミュニケーション条例セミナーの実施
- ・市民向け手話動画の作成：令和 5 年度、年間 33 本の動画を掲載。会話形式で楽しく学べる動画として、令和 5 年度はすぐに会話で使いたくなる単語中心に構成。
- ・学校における理解の促進：市内小中学校 6 校 15 クラスが聴覚障害者理解や手話について学ぶ機会の支援を実施。また、人権啓発ストーリーマンガにおいて障害者の人権について取り上げ、保護者の方等へ啓発。合わせて、市内の小中学校等を対象に、従来の障害疑似体験だけでなく、各種のメニューから希望の授業を選べる障害理解促進事業を実施。
- 「障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備に係る施策」
- ・災害や緊急時の対応：「夜間・休日の緊急時における意思疎通支援者派遣事業」は、市役所等閉庁時間帯に緊急で聴覚障害者が救急対応の医療機関に搬送されたなどの場合、できるだけすぐに手話通訳者、要約筆記者を派遣する制度。令和 4 年度からは消防部局が既に連携している高石市、大阪狭山市とも連携し、3 市の範囲で派遣が可能になるよう制度変更。
- ・職員向け研修の開催：①全庁職員向け研修：聴覚情報処理障害・聞き取り困難症についての市の説明のほか、近畿 APD/LiD 当事者会の方にご協力いただきインタビュー形式の体験談、合わせて障害者差別解消法についてや手話言語・コミュニケーション条例の意義や目的についての動画研修を実施 ②窓口職員向け研修：聴覚障害者理解、特に手話や筆談について伝える研修を実施
- ・当事者及び家族等への点字・手話等の獲得及び習得に関する支援：視覚障害者生活訓練の実利用者数は 91 名。白杖での歩行訓練のほか、パソコン訓練や点字の読み方訓練なども実施。
- ・堺市住民税非課税世帯等臨時特別給付金案内における情報保障：視覚障害者への情報保障として、本封書の内容をテキスト化・音声化し、堺市ホームページ及び堺市立健康福祉プラザ視覚・聴覚障害者センター点字図書館ホームページに掲載。希望者には、点字図書館から音声 CD 版、点字版を提供。聴覚障害者、特に手話を母語とされているろう者に向けた情報保障としては、本給付金の内容をわかりやすく手話で説明する手話動画を作成、YouTube に掲載。

●「コミュニケーション支援者の育成及び確保に係る施策」

- ・点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成、育成：点訳・音訳、全 25 回の講習を実施。令和 5 年度は点訳奉仕員基礎講座 9 名、音訳奉仕員基礎講座 9 名の修了。令和 6 年度は点訳奉仕員基礎講座 9 名、音訳奉仕員基礎講座 10 名が受講中。
- ・手話通訳者・要約筆記者の養成、育成：手話通訳者養成講座は実践課程修了者 4 名、手話通訳者全国統一試験の合格者が 2 名。要約筆記者養成講座は、令和 5 年度は多様化した利用者ニーズに応えられる者の増員を目標とし手書きコースを実施。25 名で講座開始、20 名が修了。全国統一要約筆記者認定試験の合格者は 4 名。
- ・手話通訳者・要約筆記者の派遣：講演派遣について、実利用者数で見た場合、令和 5 年度は手話通訳について 48 団体、要約筆記について 26 団体が利用。派遣件数で見た場合、令和 5 年度は手話通訳が 248 件、講演派遣が 102 件。令和 4 年度は手話通訳で 211 件、要約筆記で 73 件であったことから、増加傾向。

（委員からのご意見）

- ・推進方針の取組状況について、「環境の整備」の項目があり、報告内容は重要であるが、「障害者権利条約」や「第 5 次堺市障害者計画」の主旨もふまえると、市主催のイベント等に加え、医療機関や学校等でのコミュニケーション支援の利用のしやすさについても記載ができないか。「利用できる」ではなく、「利用できているかどうか」の視点で検討いただきたい。
- ・推進方針の内容が手話通訳に特化しているように感じる。「第 5 次堺市障害者計画」と調和がとれたものとなるよう、見直しについて検討いただきたい。
- ・「環境の整備」について、誰がどこまでしないといけないのか、その範囲が分かりにくい。現状では、意思疎通支援者の個人派遣について、余暇や研修修参加等の場面で認められなかった。広く認められるべきではないか。
- ・国では「手話言語法」の制定の動きもある。
- ・社会の意識の変化、法制度の変化が速く、大きくなっている。障害者差別解消法における合理的配慮の提供と関連するものと思うが、手話通訳者・要約筆記者の派遣について、以前の考え方に基づく制度・運用となっていないか。個人派遣のルールを広げるべきではないか。
- ・行政として、事業者到手話通訳者・要約筆記者の配置に向けた啓発はもちろんであるが、個人派遣のルールを広げる場合、どのような会議体で検討されるのか。当事者の現状を把握した上で、検討いただきたい。
- ・知的障害の意思決定支援について、知的障害のある人が自身に関する会議に参画できるように進めるべき。事業所としてはどのように参画いただくかを悩んでいる。知的障害の当事者団体では、会議に参画するガイドラインの作成を進めている。知的障害のある人が意見を述べる環境の整備が進める必要がある。そのためには、障害への理解が重要。知的障害は見えにくい障害で、困っていることが分かりにくい。また、社会からの誤解が多く、それを払拭する啓発が必要であり、障害理解促進事業に知的障害も含めていただきたい。

（事務局からの回答）

- ・推進方針は平成 29 年 6 月に策定しており、すでに約 7 年が経過している。直近では障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定されるなど、障害者のコミュニケーションに係る法制度や環境は大きく変化しており、今後の変化も想定される。そのため、関係団体へのヒアリングも含めて、施策の推進方針の見直しの時期に差し掛かっているとの認識しており、本専門部会でのご意見をいただきながら、推進方針の見直しを考えたい。
- ・意思疎通支援者の個人派遣については、主催者側が配置すべきであるため、派遣できないと判断されたものだと思う。主催者側への手話通訳者・要約筆記者の設置に向けた啓発が市の責務だと考えている。
- ・手話通訳者・要約筆記者の個人派遣について、制度に関する要綱に基づいて運用を行っている日々の業務のなかで、様々な相談が寄せられている。制度としてこのままでよいか検討する必要があるとは認識しており、他自治体の動向も含めて、当事者のご意見もお聞きしながら、更新を検討したい。
- ・本条例には知的障害者のコミュニケーション手段の啓発も含まれており、条約施行時コミュニケーションボードを作成するなどの取組を行っている。いただいたご意見を取り入れながら、事業を進めたい。

（部会長からのご意見）

- ・委員からのご意見もあったように、市が把握する情報は、できる限り公開していただきたい。ホームページ等で情報がすぐに分かるようにされたい。公開作業を進めるなかで、おそらく合理的配慮の提供などにおける運用上の不備も見つかると思うので、見つかった不備にはすぐに対応されたい。

【事務局】

資料 4 に基づき、令和 5 年度実施事業の取組状況について報告。

- ・市民向け手話講座の開催：より多くの市民の方に受講いただくため、前期、後期の 2 回に分けて募集。どちらも申込み多数。会場の定員限度まで参加を受け。令和 6 年度の夜間講座の数についても再度検討中。
- ・全庁職員向け研修の開催：聴覚情報処理障害、聞き取り困難症とはどういった障害なのか当事者の立場からお話しいただく研修（動画配信）とする予定。
- ・窓口職員向け研修の開催：1 回目は完了。2 回目を各区において実施中。
- ・堺市手話言語・コミュニケーション条例普及啓発イベントの開催：補助犬デモンストレーションとして、盲導犬、聴導犬、介助犬を紹介。手話通訳、要約筆記をつけてデモンストレーションを実施。
- ・市民向け堺市手話言語・コミュニケーション条例セミナー（関西大学との地域連携事業）の開催：授業の一環として本セミナーを開催。参加者内訳は、学生 72 名・市民 8 名。堺市ろうあ者福祉協会事務局長の講演、堺市登録手話通訳者から「手話通訳者とは」や、「登録手話通訳者として活動する意義」について講話。
- ・広報さかいへの特集記事掲載：堺市手話言語・コミュニケーション条例について市民に周知し、障害者の多様なコミュニケーションについて普及啓発を図るため、広報さかい 9 月号に条例の特集記事を掲載。インタビューにはろうの方にご協力いただき、健聴の方との日常のふれあいについてお答えいただきたい

た。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者が触れて嬉しかった配慮や、市民のために活動中の手話通訳者、要約筆者、点訳ボランティア、音訳ボランティアを紹介。

- ・新型コロナワクチン接種における各種情報保障：ワクチン接種案内に関する情報保障として、視覚障害者向け音声 CD や拡大文字版・点字版の作成、聴覚障害者向け手話動画の作成を実施。
- ・堺市住民税非課税世帯臨時特別給付金案内における情報保障：希望者には音声 CD や点字版をご提供する制度とし、手話動画を作成。

（委員からのご意見）

- ・堺市手話言語・コミュニケーション条例も、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も、障害のある人ない人ともに情報を取得しやすい社会をめざすものとなっている。堺市には、これを鑑みた施策を進めてほしい。

障害者差別解消法施行後の状況について

【事務局】

資料 5 に基づき、障害者差別解消法施行後の状況を報告。

- ・令和 6 年度の障害を理由とする差別の相談件数：令和 6 年 4 月から令和 7 年 1 月末まで合計 17 件の相談を受理。
- ・相談者の内訳：当事者からの相談が 7 件、家族を含めた支援者からの相談が 4 件、事業者からの相談が 1 件、その他が 5 件。
- ・相談内容の類型：不当な差別的取り扱いに関する内容が 5 件、合理的配慮の提供に関する内容が 8 件、その他不快・不満に関する内容が 3 件、その他環境の整備に関する内容が 1 件。
- ・相談件数 17 件の対象分野別件数：商品サービス分野が 7 件、福祉サービスが 1 件、公共交通分野が 1 件、教育が 1 件、医療が 2 件、雇用が 1 件、行政機関が 3 件。
- ・相談件数や相談者内訳の推移（参考資料）：平成 28 年度から令和 6 年度までの推移。
- ・相談事例の分類や考え方：相談を受理し、対応する際、相談がどの類型になるのかを整理するために使用。
- ・相談類型の取り扱い：相談類型に応じた対応を実施。事案によっては、大阪府広域支援相談員による専門的、広域的な助言等を得て、連携した対応を行うことがある。
- ・障害を理由とする差別に関する相談報告書：障害を理由とする差別に関する相談を受理した際に使用。

【事務局】

資料 5 に基づき、相談窓口寄せられた相談事例の報告。

＜事例 1＞商品・サービス分野における盲導犬の入店拒否について

＜事例 2＞医療機関分野における入院中の合理的配慮の不提供について

【事務局】

資料 6 に基づき、令和 6 年度 差別解消啓発の取り組みについて報告。

●研修関係

- ・出前講座：昨年 5 月に「障害者福祉きほんの基」を堺市民生委員児童委員連合会に対して実施。受講者約 20 名。10 月には「障害者差別の解消に向けて」を観光関係のボランティア団体に対して実施。受講者約 50 名。10 月に福祉関係の民間事業者に対して実施。受講者約 20 名。今年 1 月に就労移行支援事業所の利用者及びスタッフに対して実施。受講者約 25 名。2 月上旬に障害者団体（当事者及び支援者等）に対して実施。受講者約 60 名。
- ・障害福祉サービス事業所：障害者差別解消の研修を実施。市内約 900 の事業所に対し令和 6 年 3 月から 6 月まで研修動画を公開。年度も事業所向け差別解消の動画研修を 3 月に公開予定で準備中。
- ・中区民生委員：11 月に実施。受講者約 25 名。
- ・障害者相談員：11 月に実施。受講者約 20 名。
- ・市民後見人養成講座：12 月に実施。受講者約 20 名。
- ・医療機関従事者：12 月に実施。1 医療機関約 80 名。
- ・障害福祉サービス事業者：3 月から 6 月に動画研修で実施予定。

●イベント関係

- ・差別解消シンポジウム：昨年 12 月 17 日に開催。関西大学との地域連携事業として、関西大学堺キャンパスで実施。今回は「堺市内のバリアフリー化から考える障害者差別解消」として当事者 3 名と市職員から講話。参加者約 140 名。
- ・広報さかい：令和 6 年広報さかい 8 月号に「障害のある方への合理的配慮をしていますか」と特集記事を掲載。
- ・事業者向け：昨年 7 月に堺市商店街連合会の方を対象に、同会代表者会議にて、内閣府が作成したパンフレットを用いて、事業者における合理的配慮の提供の義務化を説明。

○委員からのご意見（要旨）

- ・当事者が相談窓口相談することは、とても勇気がいること。気軽に相談して良いことを周知していただきたい
- ・報告のあった事例は、建設的対話できた良い事例だと思う。一方、相談に至っていない事例も多くあるので、相談窓口の周知をお願いしたい
- ・2 つめの事例においては、医療と福祉の制度上の難しさもある
- ・難病のある人からの相談が分かるように、今後の資料で工夫してほしい
- ・全国的な課題でもあるが、相談件数が少ない。当事者や支援者が知らない。市民向けだけでなく、当事者や支援者向けの啓発をお願いしたい。差別を受けていることに我慢している人などに、我慢しないで良い、声を上げて良いことを啓発してほしい。また、ポスターやパンフレットを使った啓発をお願いしたい
- ・当事者の中で、相談窓口へのハードルが高い人もいます。我慢しないでよい社会となるよう、行政も一緒に考えてほしい

- ・障害者差別は、人権に関わる大きな問題である。社会全体の意識を変える必要がある
- ・事例報告が2件のみである。全ての事例報告をお願いしたい。また、本専門部会と事例検討会議の位置づけが分かりにくい

○事務局からの回答（要旨）

- ・相談事案の中には、難病に起因する障害のある人も含めている。今後、障害種別が分かりやすい報告としたい
- ・事例報告の件数については、時間的な制約や個人情報の取扱い等の制約もある

○部会長からのご意見（要旨）

- ・法制度や相談窓口の啓発について検討されたい
- ・事例検討会議だけでなく、地域協議会である本専門部会にて委員からのご意見やご助言をいただくことは、障害者差別の紛争の解決等において、とても有意義である。一方、本専門部会は広く公開されている会議であり、個人情報が含まれる事例を取り扱うことには、当然のことながら大きな制約がある。そのため、事務局において、地域協議会である本専門部会と事例検討会議について、その役割分担等を具体的に再整理されたい

以上

6. 資料

資料 1 権利擁護専門部会 委員名簿

資料 2 堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例に基づく施策の推進方針の取組み状況（令和5年度実績）

資料 3 令和5年度 実施事業の取組状況（項目抜粋）

資料 4 令和6年度 実施事業の取組状況

資料 5 障害を理由とする差別の相談窓口における対応状況（令和5年度・令和6年度）

資料 6 障害者差別解消法に係る啓発の取組について（令和6年度）

参考資料① 堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例

参考資料② 堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例に基づく施策の推進方針

参考資料③ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

参考資料④ 障害者差別解消支援地域協議会について

参考資料⑤ 障害者差別解消支援地域協議会 事例検討会議について